

令和2年度における九州地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月29日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,700名（製造委託等^(注1)2,273名、役務委託等^(注2)1,427名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者14,700名（製造委託等9,453名、役務委託等5,247名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全 国	九 州	全 国	九 州
令和2年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	36,128	2,273	196,879	9,453
	役務委託等	23,872	1,427	103,121	5,247
令和元年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	35,810	2,320	200,190	9,672
	役務委託等	24,190	1,380	99,810	5,028
平成30年度		60,000	3,700	300,000	14,700
	製造委託等	39,175	2,496	211,741	10,096
	役務委託等	20,825	1,204	88,259	4,604

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は465件（製造委託等299件、役務委託等166件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが459件（製造委託等295件、役務委託等164件）、下請事業者等からの申告によるものが6件（製造委託等4件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は473件（製造委託等306件、役務委託等167件）であり、このうち、471件（製造委託等306件、役務委託等165件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

なお、措置件数の471件（前年度比2.6%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 (注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 (注1)	指導 (注1)	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	九州	459	6	0	465	0	471	471	2	473
	製造委託等	全国	5,450	59	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		九州	295	4	299	0	306	306	0	306
	役務委託等	全国	2,841	42	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		九州	164	2	166	0	165	165	2	167
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	九州	449	14	0	463	0	459	459	0	459
	製造委託等	全国	5,725	100	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		九州	309	8	317	0	314	314	0	314
	役務委託等	全国	2,635	55	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		九州	140	6	146	0	145	145	0	145
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	九州	441	10	0	451	1	439	440	1	441
	製造委託等	全国	5,276	84	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
		九州	306	6	312	1	304	305	1	306
	役務委託等	全国	2,481	57	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
		九州	135	4	139	0	135	135	0	135

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた委託取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で939件となっており、このうち、製造委託等に係るものが605件、役務委託等に係るものが334件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は421

件（類型別件数の合計の 44.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 271 件、役務委託等に係るものが 150 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第 4 条違反）は 518 件（類型別件数の合計の 55.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 296 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 57.1%）、②下請代金の減額が 103 件（同 19.9%）、③買ったたきが 61 件（同 11.8%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 334 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 196 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 58.7%）、②下請代金の減額が 64 件（同 19.2%）、③買ったたきが 29 件（同 8.7%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 184 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 100 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 54.3%）、②下請代金の減額が 39 件（同 21.2%）、③買ったたきが 32 件（同 17.4%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反													合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割付困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	九州	345	76	421	1	296	103	2	61	6	5	21	14	9	0	518	939	
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060	
	九州	229	42	271	1	196	64	2	29	1	5	18	11	7	0	334	605	
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856	
	九州	116	34	150	0	100	39	0	32	5	0	3	3	2	0	184	334	
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	九州	327	47	374	1	214	83	1	38	6	9	8	14	37	0	411	785	
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388	
	九州	239	30	269	0	124	61	1	27	4	8	7	13	30	0	275	544	
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140	
	九州	88	17	105	1	90	22	0	11	2	1	1	1	7	0	136	241	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	九州	335	45	380	4	184	44	1	65	6	7	18	17	8	0	354	734	
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558	
	九州	237	30	267	2	122	28	0	50	5	7	15	12	7	0	248	515	
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003	
	九州	98	15	113	2	62	16	1	15	1	0	3	5	1	0	106	219	

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和 2 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 32 名^(注) から、下

請事業者541名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額798万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 13 名から、下請事業者 364 名に対し、456 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第 4 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和 2 年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	九州	13 名	364 名	456 万円
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	九州	15 名	879 名	456 万円
平成 30 年度	全国	120 名	4,593 名	1 億 8367 万円
	九州	6 名	1,445 名	3981 万円

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 4 名に対し、153 万円の利益提供分が返還された（第 5 表参照）。

第 5 表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和 2 年度	全国	10 名	84 名	5923 万円
	九州	1 名	4 名	153 万円
令和元年度	全国	8 名	229 名	2556 万円
	九州	—	—	—
平成 30 年度	全国	7 名	346 名	1750 万円
	九州	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 15 名から、下請事業者 167 名に対し、134 万円の遅延利息が支払われた（第 6 表参照）。

第 6 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和 2 年度	全国	126 名	2,340 名	9364 万円
	九州	15 名	167 名	134 万円
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	九州	11 名	140 名	697 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4,901 名	4 億 2288 万円
	九州	6 名	1,087 名	2 億 8117 万円

エ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、50万円が返還された（第7表参照）。

第7表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和2年度	全国	1名	1名	50万円
	九州	1名	1名	50万円
令和元年度	全国	3名	5名	6万円
	九州	—	—	—
平成30年度	全国	9名	95名	2088万円
	九州	—	—	—

オ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者4名に対し、3万円相当の返品分が返還された（第8表参照）。

第8表 返品事件における返品分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和2年度	全国	4名	33名	1168万円
	九州	1名	4名	3万円
令和元年度	全国	11名	106名	6億6438万円
	九州	—	—	—
平成30年度	全国	7名	59名	1911万円
	九州	—	—	—

カ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、825円の不利益分が返還された（第9表参照）。

第9表 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和2年度	全国	3名	37名	323万円
	九州	1名	1名	825円
令和元年度	全国	2名	4名	49万円
	九州	1名	1名	25万円
平成30年度	全国	2名	3名	24万円
	九州	—	—	—

(注) 原状回復額は、令和2年度の「九州」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、九州事務所では8回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、九州事務所では九州経済産業局と共同して、当該講習会を4県5会場（公正取引委員会主催分）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、九州事務所では270件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は21名である。

令和2年度においては、8月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和2年度における主な指導事件

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

- 通信機械器具の製造を下請事業者へ委託しているA社は、発注元から当該通信機械器具の取付工程の遅れを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 半導体製造装置の部品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月25日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 運送業務を下請事業者へ委託しているC社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 産業用機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、「拡売奨励金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 運送業務を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

- 食品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があったことを理由に、下請事業者の給付を受領してから返品していた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- プレス加工等を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（150日）を交付していた。

6 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第4条第2項第4号）

- 食品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、自社の都合により食品の包材の変更作業をさせたにもかかわらず、当該やり直しに伴って生じた費用を負担していなかった。